

なかま

福岡県知的障害者施設家族会連合会 会報

発行
福岡県知的障害者
施設家族会連合会
(略称: 福施連)編集
広報委員会〒812-0854
福岡市博多区東月隈
3-1-4-106
☎/FAX (092) 503-0579

家族会の役割強調 くじけず目指す終の棲家 小賀教授熱く語る

研修会

令和6年2月23日、クローバープラザにて5年度第2回福施連研修会が開催されました。

北九州市立大学教授の小賀久教授を講師として『どうすれば終の棲家になれるのか入所施設は?』というテーマで講演が行なわれ、33名が参加しました。

小賀教授は、障がいのある人々が生涯を通じて安心して暮らせる施設作りの重要性について、詳しく解説されました。

特に「親・家族の権利」に焦点を当て、社会全体が考慮すべき点を提示されて、障がいのある子を持つことへの罪悪感や責任等について家族や親戚の権利が、民法によつてどのように扱われているかを詳しく説明されました。

更に常に見守りや支援を必要とする知的障がい者の生命の質を向上させ、一人ひとりが配慮ある支援を受



今回の講演資料は、A4紙19ページに大きな文字と幾つもの統計図をカラー刷りした資料を保存資料と

けながら終生暮らしていく快適な終の棲家の実現には、家族会の存在とたゆみない活動が必要不可欠であることを、スクリーンに文字や統計表を写し出しながら熱っぽく語られる小賀教授の講演に、参加者は耳を傾け、終了後は熱い拍手が起きました。

新規加入の御協力を! 福祉協会と意見交換

して特別印刷を行い、参加者に配布しました。

福岡県知的障がい者福祉協会と3回目の意見交換会を2月19日に実施、福施連役員5名が出席しました。前回と同じ医療の件で、嚥下障害による胃ろう術後、対応できる職員を増やす問題と、福祉制度転換期に

協会の応援を受けて誕生した家族会連合会も、親世代の高齢化で弱体化し、会員数が減少していることについて新規加入の協力のお願いでした。

最近国の方針では、株式会社組織が増えて、施設運営がビジネス化しつつあります。「看取り」までやる福祉施設を目指すのは、我々にも大きな覚悟が必要になるとの木高会長のご意見もありました。

施設内医療体制の充実も福施連新規加入促進問題も福祉協会と連携を深めて、一歩でも改善されるよう家族会活動が求められています。

福岡市への請願 次の議会で結論の方

昨年3月に九州最大の都市である福岡市議会に、全施連請願四項目の採択を願つて取り組みを始めました。

幸い2会派の紹介議員を得て、市議会に提出後、採択を願つて全会派に面接や電話等で内容説明を重ねてきました。

しかし、都市福祉委員会の審議件数が多く、各会派の思惑や内容への疑問点も残り審議が進まず、次の議会まで継続審議となりました。

福施連執行部としては出来る限り丁寧に説明を重ねて、全会派議員のご理解で採択を得られるよう努力しています。

全施連新理事長に福間廣明氏(鳥根)

4年振りの対面理事会

1月21日全施連理事会が神戸市の福祉会館で対面出席とオンライン参加を併せて開催されました。

家庭の事情で活動が困難になら

れた由岐理事長の辞任承認と、新理事長による進行で当面の組織内部の

意思統一問題や、組織拡大・事務局体制の整備などについて協議がありました。

約4年間のコロナ禍と親世代の高齢化により生じた各県連組織の諸問題に対応するため、常任委員会(全施連執行部)で協議を重ねることになりました。

3月17日福施連令和5年度第2回理事会が開催されました。

福岡市議会請願経過報告 意見統々自由勉強会

3月17日福施連令和5年度第2回理事会が開催されました。

会長の報告で、福岡市議会請願審議は、採択を目指しての紹介議員のご努力もありましたが、3月議会では継続審議となりました。

また全施連理事長の交代もあり、組織の強化問題は全国の課題でもあることが確認されました。行政・研

修・広報委員会の活動報告が承認され後、自由課題の勉強会になりました。

各家族会役員手当支給状況、会報「なかま」や家族会の通信・案内の配布状況等について意見交換があり有意義でした。

なかまを増やしてこそ 充実する福祉

入所施設における家族会の活動は、障がいをもつ我が子我が兄妹の快適な生活を守るために必要な活動です。

しかし家族の高齢化に伴い新たな役員の担い手が少なくなり、会員数の減少という課題に直面しています。福施連の活動は、知的障がい者施設利用者の安心・安全・快適な暮らしの実現のために不可欠です。

この重要な活動を継続するため、未加入家族会の方に、福施連の活動を広めて、新規加入促進へのお力をなって頂くようお願い致します。

能登のなかまへ(カンパ)

全施連本部が呼びかけて各県連から寄せられた能登地震救援カンパは、合計462万603円集まり、石川県の知的障がい者福祉協会を経て被害を受けた県内入所施設の仲間に届けられます。

編集後記

5月3日は日本国憲法記念日です。私たち福施連・全施連が願っている安心・快適な施設利用者の「共生ホーム」を実現するための「請願」について、憲法十六条に次のように書かれています。

『何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止または改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない』

十三条には、この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことが出来ない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる。との条文もあり社会的弱者の障がい者・高齢者や子供・難病患者には、優しく力強い時代劇のヒローの声のようです。



矢野 宏之